

介護保険サービスの負担軽減制度をご存じですか？

●問合せ先
介護保険課介護保険係
☎72-2111
内線452・453



介護保険制度とは、日常生活が困難になった高齢者を社会全体で支える制度です。

介護保険のサービスを利用するためには、市への介護認定申請が必要となります。認定審査の後、状態に応じた認定度が決定され、認定度合に応じて、居宅や施設サービス等がご利用になります。利用者は、原則サービス費用の1割を負担し、残り9割は介護保険から支払われます。今回は、個人の負担1割分や施設等での食費代等を軽減する制度の一部をご紹介します。

ほかにも社会福祉法人による利用者負担軽減制度などがありますので、まずは介護保険課にご相談ください。

介護サービスの利用者負担上限額

区 分	上限額
生活保護受給者	個人15,000円 世帯15,000円
世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	個人15,000円 世帯24,600円
世帯全員が市民税非課税で上記の区分に属さない人	個人24,600円 世帯24,600円
上記以外の人（市民税課税世帯）	個人37,200円 世帯37,200円

高額介護サービス費支給

1か月に支払った介護サービスの利用者負担額（1割分）の合計が、左表の上限額を超えた場合、超えた分を「高額介護サービス費」として支給します。「高額介護サービス費」の支給対象者には、市から申請書を送りますので、介護保険課で手続きを行ってください。次回以降は、登録された口座に自動的に振り込まれます（すでに、支給を受けている人は申請の必要はありません）。

よくある質問

Q. 申請書はいつごろ送られてきますか？

A. 対象となる方へサービスを利用した月の3～4か月後に申請のお知らせをお送りします（例：サービス利用が6月の場合、9～10月ごろにお知らせします）。

Q. 世帯で二人以上のサービス利用者がある場合、支給額はどれくらいですか？

A. 世帯で二人以上のサービス利用者がある場合でも、個人ごとの支給になります。支給額は世帯支給額（「世帯上限額」－「世帯全員の利用者負担合計額」）を、個人の負担額の割合で分けて計算した額になります。

- 支給の対象とならない利用者負担
- ・福祉用具購入費
- ・住宅改修費
- ・施設での居住費（滞在費）、食費
- ・保険給付の対象外となるサービスの利用者負担

介護認定を受けている方へ 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護サービス のご案内

「医療や介護が必要だけでも、住み慣れた自宅で生活したい。でも、夜間や早朝に何かあったら不安・・・」そのような高齢者の要望に対応できるように、24時間対応の介護サービス（定期巡回・随時対応型訪問介護看護）が今年3月から小郡市で始まっています。

サービスを希望する人は、担当のケアマネジャーにお問い合わせください。

【サービスの概要】

- ・一日に複数回の訪問介護が利用できます。
- ・24時間対応で緊急対応が可能です。
- ・利用回数にかかわらず月額定額制です。

【利用対象者】

小郡市内に住む要介護認定1～5を受けた人

【事業所名】

小郡訪問看護介護ステーション
☎41・2777
小郡市山隈273-8

介護保険負担限度額認定

施設入所または短期入所したときは、介護サービス費用とは別に、居住費（滞在費）と食費が全額自己負担となります。

下表の第1～3段階に該当する人は、申請すると、居住費（滞在費）と食費の負担額が表の負担限度額まで軽減されます。

軽減を受けるためには

- 1 介護保険課に「介護保険負担限度額認定申請書」を記入し、申請
- 2 市から送付される「介護保険負担限度額認定証」を施設へ提示

※負担限度額の認定は、申請を受け付けた月の初日から適用されます。

※適用期間は、翌年6月30日まで（4～6月申請の場合は、同年6月30日まで）です。そのため、毎年更新申請が必要です。

対象の施設

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 短期入所生活介護・短期入所療養介護（ショートステイ）

居住費・食費の自己負担限度額（一日あたり）

利用者負担段階	居住費（滞在費）				食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	820円	490円	490円（320円）	0円	300円
第2段階	820円	490円	490円（320円）	320円	390円
第3段階	1,310円	1,310円	1,310円（820円）	320円	650円
第4段階	1,970円	1,640円	1,640円（1,150円）	320円	1,380円

負担軽減の対象となる人

※（ ）内の金額は、特別養護老人ホームと短期入所生活介護（ショートステイ）を利用した場合の負担限度額です。

※第4段階の金額は、国が定めた施設での平均的な費用額です。実際の負担額は、入所している施設が設定します。

平成25年度福岡県後期高齢者医療広域連合 長寿・健康増進事業

鼻地三郎先生講演会

●問合せ先 国保年金課 医療・年金係（内線422）

高齢者の皆さんの健康づくりを推進する取組みの一つとして、平成24年8月16日に満106歳を迎えられ、福岡県の元気高齢者のシンボルとして活躍している鼻地三郎さん（福岡教育大学名誉教授）による講演会を開催します。

演題

世界一元気な106歳児が実践する
十大『習慣健康法』

- 日時 7月25日（木）
午前10時開演（午前9時30分開場）
- 会場 文化会館大ホール
- 入場料 無料（申込不要）
- その他 要約筆記、手話通訳あり
- 主催 小郡市老人クラブ連合会・小郡市



百歳からが本番、
超高齢でますます輝く
講師 鼻地三郎先生

◀（H24.8.16「ギネス世界記録」認定模様）

講師略歴

明治39年8月16日北海道釧路生まれ。
九州大学医学部で精神医学を学ぶ。
昭和29年「しいのみ学園」を創立。
三才児教育学会会長。
文学博士、医学博士、福岡教育大学名誉教授。
『福岡県後期高齢者医療広域連合健康長寿マイスター』